

**建築家・中條精一郎による文化行政活動について**  
**文部省辞官（1908）から建築士法制定運動開始（1925）までを対象として**  
**Cultural and administrative activities by architect Seiichiro Chujo**  
**From resignation from the Ministry of Education (1908) to the start of the campaign**  
**for the enactment of the Architects Act (1925)**

○早乙女崇<sup>1</sup>， 田所辰之助<sup>2</sup>  
 Takashi Soutome<sup>1</sup>, Shinnosuke Tadokoro<sup>2</sup>

This study is a basic study aimed at a comprehensive evaluation of the architect Chujo Seiichiro. In particular, it focuses on his involvement in cultural activities during the late Meiji and Taisho periods, in contrast to his earlier reputation as an office manager. His involvement in cultural activities can be seen primarily as a designer of exhibition halls and a judge for art exhibitions. In designing exhibition halls, he fully understood the purpose of expositions as a means of industrial promotion initiated by the Meiji Government. At the same time, he sought to raise the standard of art education, including painting and sculpture, through the expositions. Art, as Chujo saw it, also included architecture. As a judge at the expositions, he also hoped that art education in rural areas would raise the cultural standards in Japan. In conclusion, despite his conservative and bureaucratic nature, Chujo's cultural activities were aimed at raising the standard of art education, including architecture. This can be evaluated as a historical fact that he tried to have contact with society through his cultural activities.

1. 研究の目的

中條精一郎（1868-1936）は、戦前期最大の建築設計事務所と評される曾禰中條建築事務所を主宰した一人として知られている。几帳面な性格の曾禰達蔵と温和で人当たりの良かった中條の相性の良さが経営の成功の要因と言われているが<sup>01)</sup>、とりわけて中條は事務処理や経営の面を担っていたことから、“ビジネスマン”としての評価が示されてきた<sup>02)</sup>。これらの評価がなされている一方で、美術展覧会の審査員としての活動を歴任し（表1）、また当時の雑誌や中條の遺稿集には美術家との親密な関係であったことが示されている。また、近年では中條をはじめとした建築家と美術家の紐帯を指摘する研究も行われている<sup>03)</sup>。

よって本稿では、これらの中條にみられる文化行政活動への関与を整理することを目的とする。また、美術と建築が密接に関連していた明治末期から大正期における建築界の実態を把握し、美術と建築がそれぞれ独立した領域として発展した日本の近代化の一側面を解明することを目指す。なお、本稿における文化行政活動とは、明治期において観察される、西洋文化の受容およびそれに伴う伝統的な日本文化の変容を促進し、近代化の一環として機能した一連の活動を指す。

2. 共進会・博覧会の会場設計

我が国においては、1873年のウィーン万国博覧会への参加を契機として、産業および技術、特に農業、工

表1 中條精一郎に文化的活動に関する年表

年	月	展覧会・共進会(博覧会)に関する活動	その他の出来事
1908	1月		文部省を辞し、曾禰達蔵と曾禰中條建築事務所を設立
1909	不明	第十回関西府県連合共進会建築設計を愛知県より囑託	
1910	4月	第二回東京美術及美術工藝展覧会第7類審査員を東京府より囑託	
	不明	群馬県主催一府十四県連合共進会建築設計を群馬県より囑託	
1911	11月	富山県主催連合共進会建築事務を富山県より囑託	山形県庁舎建築顧問を山形県より囑託
1912	4月	第二回東京勸業展覧会審査員を東京府より囑託	
1913	3月	第三回東京勸業展覧会審査員を東京府より囑託	
	4月	東京大正博覧会顧問を東京府より囑託	
	5月		国民美術協会の会頭に就任
1914	6月		日本建築士会を長野宇平治らと設立
1915	8月	第三回回覧及び応用作品展覧会審査員を農商務省より囑託(以降六回(1918年)に及ぶ)	
1916	5月	北海道開拓五十周年記念博覧会建築設計顧問を北海道より囑託	
	6月		建築学会建築法規審議委員に就任
1917	4月		日本建築士会理事に就任
1918	7月		聖徳記念絵画館に関する建議を国民美術協会より提出
	8月		美術館建設に関する建議を国民美術協会より提出
	9月		郵船ビルディング設計のための調査で渡米。翌年2月に帰朝
1919	6月		国民美術協会会頭を辞す
	5月	工藝審査会委員を内閣より囑託	
1921	3月	建築学会において平和博覧会準備委員に就任。同年10月まで	
	5月	日本建築士会において平和記念博覧会および住宅改造博覧会に関する委員に就任	
	10月	平和博覧会東京市特設館建築工事設計並に監督に関する事務を囑託	
1924	4月		帝都復興創案展を国民美術協会の主催で開催
	7月		黒田清輝の逝去に伴い再び国民美術協会の会頭に
1925	3月		建築学会において建築士法案調査に関する特別委員となる
	3月		建築士法制定に関する建議が衆議院を通過
1926	2月		英国王立建築家協会名誉会員になる
	3月		建築学会副会長になる
1927	10月	建築学会建築展覧会委員長	
	3月		建築士法制定案が採択
	4月		日本建築士会理事

本年表は黒崎幹男『曾禰達蔵中條精一郎建築事務所作品集』(中條建築事務所、1939年5月)及び、神代雄一郎「黎明期の建築家たち」[5] 中條精一郎」『新建築』37号(5)、新建築社、1962年5月、pp.181-183)、石田潤一郎「ブルジョワ一の装飾」『日本の建築(明治大正昭和)』第7巻、1980年1月、pp.93-174)をもとに筆者作成

業、商業の発展を促進することを目的に、全国各地で博覧会や共進会が開催されるようになった<sup>04)</sup>。

1908年に設立された曾禰中條建築事務所は、設立初期の業務として共進会の会場設計を担当している。政

1：日本大学理工・院（後）・建築、 2：日本大学理工・教員・建築

府主導の殖産興業政策の一環として開催された共進会の会場設計を、新設の設計事務所が担当したことは、中條が技官として活躍した時期の業績と人脈が影響していたことを示唆している。

1913年に開催された東京大正博覧会においても、中條は会場設計顧問として囑託された。中條の同博覧会での貢献は、「博覧会が殖産興業の上に多大な貢献を再来することあるべきを疑わぬと共に、両君に依って我が建築の進歩を紹介され、併せて将来の建築界に寄与することの大なるものがあると思う」<sup>05)</sup>として評価され、さらに「経験と学術とを兼ね備えた民間建築家屈指の人である」<sup>05)</sup>と高く評価されている。同博覧会における会場設計に際して中條は四つの要旨<sup>06)</sup>、そのなかで特に「学芸、美術及商工業の発展に資せんとするの意義を有するが故、其意味を建築物に寓せることは是なり」ことや、「建築と姉妹芸術たる絵画、彫刻及び他の応用美術と建築其物との調和」施設の設計を目指していた<sup>06)</sup>。これら博覧会に示された態度からは、政府主導の殖産興業政策への深い理解が窺え、文化行政活動に対して自覚的な行動を示していた。また建築を一つの文化として認識していたことが読み取れる。

### 3. 美術展覧会審査員としての活動

中條は、美術展覧会の審査委員としても活動を行っていた。1910年に開催された第二回東京美術及美術工藝展覧会においては、16のカテゴリーに分類されたうち、中條は「第七類建築裝飾図案、工藝図案」<sup>07)</sup>の審査員を務めた。同展覧会に関する中條の具体的な記述は確認されていない。しかし、建築が近代化の装置としての「美術」からは切り離された存在であるなかにおいて、美術家有志によって開催が提案された同展覧会にこのカテゴリーが設けられ、さらに建築家である中條が審査員として関与していたことは、美術家と建築家の関係性において特筆すべき事実であるといえる。

審査員としての中條の活動の中で特に注目されるのは、農商務省主催の応用作品展覧会（以下、農展）への参加である。農展とは、1913年から1924年まで、名称を変えながら農商務省が主宰した展覧会である。中條は1915年から1919年にかけて開催された第三回以降の審査員を務めた。農展に関する評価は、既に多くの先行研究が試みられているが、その基本的な性格は、殖産興業政策の一環として文化の輸出および地方工芸の振興を目的としていた<sup>08)</sup>。また、審査員や出展者には、名の知れた工芸家や東京高等工業学校や東京美術学校の関係者が務め、工芸に対する保守的な姿勢がみ

られたとされている<sup>09)</sup>。この指摘は審査員であった中條にも当てはまり、第五回農展における所感では、「工芸品の根底たる図案及び其応用作品の進歩を謀るは勿論なるが、新案作品若しくは輸出品として適当なる商品の症例等を目的とする農展は普通の工芸美術の展覧会と同一視すべきに非ず」<sup>10)</sup>と説明している。さらに、中條は、地方における図案教育の強化がより重要な課題であることを指摘している。このように、中條は一貫して図案・工芸を輸出品として捉える視点を持っていたことが、他の著述からも読み取れる<sup>11)</sup>。

当時の図案・工芸の位置づけを考えると、保守的な性格を持っていたと評価できるが、一方で、工芸会の重鎮が審査員を多く占める中、専門外の分野である建築家である中條が審査員を務めた意義については、さらなる考察が必要である。

### 4. まとめ

中條精一郎は、共進会や博覧会の会場設計や展覧会審査員として、明治政府の殖産興業政策や文化輸出に貢献した文化行政官としても評価できる。保守的で官僚的な側面を持ちながらも、建築を含めた美術教育の向上を目指した。また、工学に位置づけられた建築を文化産業として位置づけようとした。これらは、建築が社会と接触を模索した歴史的な事象として評価できる。

#### 注釈・参考文献

- 01) 森井健介『師と友—建築をめぐる人びと』鹿島研究所出版会、1967年6月、pp.115-118
- 02) 中條による個人名義での作品が少ないことを踏まえて「極端に言えば、ビジネスとしての建築設計監理の業務とそれに対する建築家像を彼は最初に描いた人物である。」と示されている。(村松貞次郎『日本近代建築史ノート 西洋館を建てた人々』世界書院、1965年8月、pp.245-259)
- 03) 今橋映子『近代日本の美術思想』下巻、白水社、2021年において、明治・大正時代の建築界と美術界の紐帯について示唆された。なかでも、国民美術協会を中心としてその関係性が叙述され、中條は会頭として中心人物になっていることが説明されている。
- 04) 國雄行『博覧会の時代』岩田書院、2005年
- 05) 塚本靖「序」『東京大正博覧会建築号 前編』、建築世界社、1914年、p.1
- 06) 中條の設ける四つの要旨は、「第一、第二両会場に於ける建築様式の調和」「上野公園そのものと会場建築の調和」、「大正天皇即位を記念に合わせ、学芸、美術、商工業の発展を助けるものであるが、その意味を建築物にも適用させること」、「建築と姉妹芸術になる絵画、彫刻そのほかの応用美術と建築その物との調和を目指すこと」以上四つが大きな目標として掲げられていた。(中條精一郎「東京大正博覧会第一会場建築計画大要」『東京大正博覧会建築号 前編』、建築世界社、1914年、p.2)
- 07) 日本美術年鑑編纂部編『日本美術年鑑 第1巻(明治43年度)』、画報社、1911年、pp.53-62
- 08) 比嘉明子、宮崎清「大正・昭和戦前期における工芸奨励策としての農展・商工展」『デザイン学研究』42巻4号、1995年、p.73-82
- 09) 石川義宗「農商務省「農展」の図案と山本鼎の「農民美術」」『日本デザイン学会研究発表大会概要集』、2020年、pp.356-357
- 10) 「第五回農展所感」『美術旬報』
- 11) 「工藝展の全国巡回展覧会を促す」『現代之美術工芸』第61号、1919年6月、p.2や「工藝展の審査員」『現代之美術工芸』第63号、1919年8月、pp.9-10などに記載